

国の諮問機関で、第27次地方制度調査会の中で、今後の都道府県のあり方も含めて、小規模市町村あるいは合併から取り残された自治体をどうするかという議論がされております。私どもも報道の中でいろんなことを聞いておるわけですが、いずれにしても、非常に厳しい中で、今後のあり方をどのようにしようかということについては、今後、この調査会での推移といえますか、そこらあたりを十分見極めていく必要があるかというふうに考えております。

それから、合併町に、長崎市と一緒にやりたいということで手を挙げられた町について、その町の中での地域住民あるいはその他の方々とのコンセンサスの問題でございますが、確かにいろんなアンケートとかをされますと、いろんな考え方が各町で出ていることは私どもも承知をいたしております。その町の中のことについては、やはりその町の中でのいろんなコンセンサスを得る努力を今後ともしていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後、法定協議会をもし立ち上げるということで認められた場合には、その中でも市町村建設計画を初めいろんな合併に伴う諸協議が行われますので、そこらあたりも含めて情報公開と住民のコンセンサスを得るという作業は非常に重要ではないかと、そのようには考えております。

原爆被爆対策部長（太田雅英君） 柴田議員の再質問についてお答えをいたします。

原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に総理大臣が出席された場合に、被爆者団体の政府代表に対する要望についてでございますが、今後とも、総理大臣が出席された場合には、やはり被爆者団体がその思いや要望等を直接伝えることができる唯一の機会でございますので、本市といたしましては、今後とも、出席の要請を強く行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

42番（柴田 朴君） 時間もまいりましたので、これで終わりたいと思っておりますけれども、最後に、住基ネットの問題であります。

市民生活部長は、これは公布の日から起算して3年以内という期限もあって、何が何でも住基ネッ

トの第1次発動というのはやむを得なかったんだというふうにおっしゃいますけれども、少なくともあの145国会を振り返って見た場合に、非常にその問題というのが重要であったので、わざわざ総理大臣が立って、あれは、そういう心配がないように整備をしますと、こういうふうな答弁をしたんですよ。総理大臣が答弁するということはめったにないでしょう、そういう問題で。それだけの重みのある発言をしておきながら、実際に国会の中では、個人情報保護法案というのは、これは通らなかったわけですね。そうしたら当然、やはり閣議を開いて、そうしてどうするかと、国民の不安というのは非常に大きいと、そういう立場でそれを1年や2年延ばしてもいいではないですか。そういうふうな措置も取らないで、とにかくこれは予定どおりやりますと、そういうふうな一方的な発動をやったために、これは混乱が出てきているので、今後、十分にそういった点では注意をもらって、国に対して要望をもらいたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思っております。

副議長（松尾敬一君） 次は、29番森 幸雄議員。

〔森 幸雄君登壇〕

29番（森 幸雄君） 公明党の森 幸雄でございます。

平成11年4月、初当選以来、1期4年間も残すところあと半年、「光陰矢の如し」でございます。これまで常に「現場第一主義、調査なくして発言なし」をモットーに頑張ってまいりました。

本日も地域住民の方々から寄せられました現場からの声を、質問通告に従いまして、順次、質問させていただきますので、市長を初め担当理事者の簡潔かつ明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

なお、5点目の「気軽にできる健康づくり」の項目は、時間があれば自席より質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、環境行政についてであります。

地球規模の環境保全と公平な経済発展の実現を目指す持続可能な開発に関する世界首脳会議（環境・開発サミット）が過日、南アフリカのヨハネスブルグで開催されました。

近年の異常気象に見られます地球温暖化による

気温の上昇で干ばつや集中豪雨による甚大な被害状況、刻一刻と地球環境が破壊され、人が住める地球はこのままではあと25年間も維持できないものと言われております。

そのような状況の中、本市では、環境にやさしい省資源・循環型の都市づくりと銘打って、伊藤市長は昨年3月2日に、平成13年度施政方針の説明の中で、本市の環境保全に向けた取り組みの一つとして環境に関する国際標準規格であるISO14001の認証取得の準備作業に入り、そして10月26日、取得宣言（キックオフ宣言）を決意表明されました。

そこで、お尋ねします。

宣言されて間もなく1年近くなりますが、現在の取り組み状況と取得の申請時期並びにその後の方向性等についてお示しください。

環境行政2点目の質問であります。

地球規模の爆発的な人口増加や大量消費に伴う地球温暖化、大気汚染、資源の枯渇は深刻であります。このため、近年、突然の大洪水や台風の大規模化、天候不順による農業被害が相次ぐなど、世界的な気候変動の影響と思われる災害が頻発しております。「地球大に物事を考え、実行は身近な地域から」の考え方が重要であり、循環型社会を築く試みに地域住民が積極的に参加、実践できるシステムの確立が求められています。

本市におきましても、リサイクル推進協議会や各自治会よりリサイクル推進員を選任委託していただき、缶や瓶、ペットボトルの分別収集、廃蛍光灯の回収リサイクル、樹木等の剪定くずや小中学校から回収した給食残渣等の堆肥化の推進を図られ、これまで厚生労働大臣からクリーン・リサイクルタウンの表彰を受けられるなど資源循環型社会への転換を推進してこられました。

また、多くの自治会におかれましては、月1回から2カ月に1回、資源物の日を決めて、新聞紙、段ボール、雑誌類、牛乳パック、布類など回収しておられます。

本市では、大きくは燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみなど、さらに細かく品目を分けられて収集されておられます。その中の一つ、廃食用油の回収のあり方についてお尋ねします。

食用油は、日常生活の中でなくてはならない基本的な三大栄養素の一つとして古くから用いられている食品です。しかし、使い終わるとべとべとして取り扱うのが面倒とのイメージがあります。何気なく流しに捨てた大さじ1杯の廃食用油を魚がすめる濃度になるまで薄めるには、ふる桶10杯のきれいな水が必要といわれています。これを避けるには、まず皿や鍋についた油はふき取ってから洗い、使用済みの揚げ油は古紙などにしみ込ませて生ごみとして出すのが、現在の望ましい処分方法といわれています。また、流しに捨てると家屋内の配水管や下水道、合併浄化槽を詰まらせる原因ともなります。

私たちがてんぷらやドレッシングなどに消費する食用油は、国内で年間約200万トン、そして、捨てられる廃食用油は年間約40万トン、そのうち飲食店や食品工場などから出る廃食用油はかなりの割合で回収され、家畜飼料の添加油脂、塗料や脂肪酸の原料として再利用されています。

一方、一般家庭から出る残り20万トンは、ごく一部が地域住民等の協力で回収され、粉石けんなどに再利用されているだけで、大部分が生活排水に流され、環境破壊の原因となっています。

本市では、「固めて又は紙に含ませて燃えるごみとして捨てる」となっていますが、個人の努力は新たなごみを生み出しています。「燃やせばごみ、回収すれば資源」、廃食用油も発想の転換で貴重な資源に生まれ変わります。今までごみになっていた廃食用油が生まれ変わって車を動かす燃料になります。100リットルの廃食用油から95リットルものVDF（ベジタブル・ディーゼル・フューエル）ができ、しかも、大気汚染の原因となる硫黄酸化物はゼロ、呼吸器官障害の原因といわれる黒鉛は軽油の3分の1以下と、地球にやさしいクリーンなエネルギーであるといわれています。

先日の新聞でも、長崎駅前や市役所前の排気ガスから出る硫黄酸化物や黒鉛、ベンゼンなどは、九州ワーストワンという調査結果が報道されております。深刻な事態ではないでしょうか。

そこで、お尋ねします。

家庭から出る廃食用油回収事業の実施についてのご見解と、それをエコディーゼル燃料として、公共施設のボイラーや発電機の燃料や清掃車、公

用車などのエコオイルの燃料として活用することについてご見解をお聞かせください。

次に、ごみステーションの共同水道の設置についてお伺いします。

現在、指定有料ごみ袋で決められた日に、決められた場所に、それぞれの家庭や事業所などから出されているわけですが、水気をよく切らないままで、野菜や魚など、生ごみや、また、中身が残っているジュースの缶やペットボトルを出される方がおられ、ごみ袋から漏れ出した汚水がカラーのインターロッキング敷きのきれいな歩道に流れ出し、大きな染みとなっているところが数多くあります。

さらに、大型のごみステーション等もごみの量も多く、その分、マナーを守らないで出される人も多く、ごみ収集車が回収をした後清掃に大変なご苦労をしている。においやしみが残らないように水を流してきれいにしたいので、水道を設置してほしいとの自治会長さんやリサイクル推進員さんの声が多く寄せられています。

そこで、お尋ねいたします。

すべてのステーションには無理かもしれませんが、大型のステーションや市場や商店街の近くにあるごみステーション、また、観光施設の近くで地域の要望があるところなどから、逐次、共同水道の設置ができないかどうか、ご見解をお聞かせください。

第2点目は、市営住宅の浴槽の設置についてお伺いします。

20年以上前に建てられた市営住宅では、浴槽の取り替えは個人負担というのが一般的となっていますが、本市は現在、7,429戸余りの市営住宅のうち半数に当たる約3,500戸で浴槽が自己設置となっているようです。先日も市営住宅にお住まいの人たちから相談がありました。浴槽の自己設置住宅に入居する場合や壊れた場合に、浴槽の設置費用が高過ぎて大変であるというご意見でした。調べてみますと、撤去、産廃処理費用も含めて16万円前後かかるようです。ある年金だけでお暮らしの老夫婦は、年金の中から16万円の支出、とても大変であるとお話でした。3回の分割払いにしても、月5万円はなかなか厳しいとのことでありました。

そこで、市営住宅の浴槽は自己設置ではなく、市で設置していただけないものでしょうか。建て替え時に、随時、市で設置する計画があるかもしれませんが、それを待っていても何年先になるかわかりません。当面、取り替えの急ぐところから市で設置していただけないものでしょうか。ご見解をお聞かせください。

また、20年以上前に建てられた市営住宅にはシャワーの設備もついていません。若い人たちを初め今では多くの人たちが通学や通勤前にシャワーを使い、さわやかな気持ちで1日を出発する。いわゆる一昔前に言われていた「朝シャン」もできなく、ましてや在宅介護をなされておられるご家庭では、汗を流したり体をふいたりするのに毎回お風呂を沸かさなければならず、大変不便な生活を余儀なくされておられます。

市長にお伺いいたします。既存の浴槽に給湯式シャワーを市で設置していただけないでしょうか。ご見解をお聞かせください。

第3点目に、市民農園の活用状況についてお伺いします。

「長崎市では、農業後継者の減少等により山間部を中心に遊休農地が増加し、農地の荒廃が進行しているため、遊休農地を有効に利用し、都市住民の農業体験によるリフレッシュを図りながら、農業集落と都市住民の交流を行う中で、農業への理解と農業集落の活性化を図ることを目的に開設した」と、市民農園開設の動機を述べられています。1977年に平山町に383区画、2001年に三重町に216区画、給水施設、トイレ、駐車場等が完備された市民農園が開設運営され、さらにファミリー農園も市内4カ所、98区画開園して、多くの市民の皆様が利用されているとお聞きしております。

そこで、お尋ねします。

市民農園、ファミリー農園の活用状況と、これからの開園予定と課題についてお示しください。

続いて、お尋ねいたします。

市民農園やファミリー農園を借りても距離があって自家用車などがなければ農作業に行き来するのが大変だと思われる方々も多いのではないのでしょうか。

そこで、提案でございますが、交通手段のない

方や高齢者の方、近所の子もたちも気軽に自由に参加して地域コミュニケーションの場づくりともなります自治会農園、いわゆる町内会のふれあい農園等の開設運営に本市として何らかの支援ができないでしょうか。

学校現場においては、本年4月から完全週5日制が導入され、児童生徒の総合学習、体験学習に地域で取り組もうとなっております。さらに地域においては、若い人たちの自治会離れも深刻となっております。ひとり暮らしの高齢者もふえております。自治会農園が身近にあれば、老いも若きも農作業に取り組むことで健康増進につながるのではないのでしょうか。

先般、伊藤市長も出席されて、あぐりの丘に園芸体験場が開設され、心身障害者や高齢者の方々が自然や土とふれあう体験を通して、心と体をリフレッシュしたとお聞きしました。

長崎市は他都市と違い、斜面地に住居を構えた中で多くの市民が生活を営んでおります。迫り来る少子・高齢社会の中で、住宅地の中で作物をつくられていない畑や空き地が至るところで見受けられます。これらの空き地を自治会で借り受けて、地域住民が協力しながら畑を耕し、作物をつくり育て、ともに収穫の喜びを分かち合える地域コミュニケーションの場づくりに何らかの支援ができないでしょうか。市長のご見解をお聞かせください。

4点目に、第2期介護保険事業計画についてお尋ねします。

厚生労働省は8月28日、来年4月に見直される65歳以上の介護保険の全国平均が現行の2,911円より11.3%上がり、3,241円になると発表しました。その新聞の記事を見られた方々から心配して問い合わせが相次いで寄せられております。中には、「6,000円になるのですか」とか、厳しい経済情勢の中、介護保険料改正について不安と疑心暗鬼の日々を送られておられる方々も少なくないと思います。

そこで、お尋ねします。

現在、長崎市では65歳以上の人で平均2,954円の保険料となっておりますが、来年4月からの介護保険事業計画改定での保険料の見直しについて、わかる範囲でお示しください。

次に、介護保険利用者の施設志向がより顕著に

なっており、多くの特別養護老人ホーム等の介護保険施設において、入所希望者、入所待機者が激増しているとお聞きしております。また、厚生労働省は、介護が必要と認定される人は、今後5年間で100万人ふえる見通しであると明らかにしております。

そこで、お尋ねします。

本市における介護保険施設への入所希望者、待機者の現状と対応策についてお示しください。

次に、在宅介護についてお尋ねします。

施設利用者の入所長期化が進み、結果として特養の老人病院化、老人保健施設の特養化等が進行し、各施設の役割の混在や機能の不明確化が進んでいると伺っております。厚生労働省は8月7日付で、特別養護老人ホームなどを初め老健施設や療養型病床群等への入所基準について省令改正がなされました。

このようなことは、基本的には、施設介護と在宅介護間のコストや負担の格差によるものと考えられます。在宅サービスにおいては、ショートステイ不足が目立ち、リハビリ体制の欠如が指摘されております。介護保険制度は、本来、在宅介護の充実支援が趣旨であると思います。

そこで、お尋ねします。

本市における在宅介護者の経済的、また、労働的な負担軽減への支援体制をどのように充実されるのか、お示しください。

以上をもちまして、本壇からの質問を終わります。時間があれば自席より再質問をさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。＝（降壇）＝
副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 森 幸雄議員のご質問にお答えをいたします。

まず、環境行政についてでございますが、ISO14001認証取得への取り組み状況についてでございます。

長崎市のISO14001認証取得の目的でございますが、議員ご承知のとおり、本市は、既に長崎市環境基本計画及び長崎市役所環境保全率先実行計画を策定し、広範多岐にわたる環境施策の推進を図っているところでございます。さらに、これ

らを背景に、昨年12月にながさき環境都市宣言を行い、行政、市民及び事業者が一体となって環境にやさしいまちをつくることを市の内外に明らかにしたところであります。

ISO14001の認証取得は、これらの計画の実効性の確保及び市民、事業者による環境活動の先導的役割を果たすものとして、環境都市にふさわしい施策の一つとして、平成13年度から2カ年をかけて取り組んでいるところであります。今年度中の認証取得を目指しております。

本市のISO14001の特徴といたしましては、環境マネジメントシステムの適用範囲を市長の権限が及ぶ市のすべての事務事業とし、本館・別館はもとより、各出先の機関、清掃工場、下水処理場、浄水場、保育所及び学校等を一括して取得することとしているところであります。

また、対象となる職員でございますが、嘱託員及び臨時職員を含むすべての職員とし、全職員参加のもとに認証取得を行うことといたしております。

現在、ISO14001を認証取得している都市は約400自治体であります。本市のように、本館・別館にとどまらず、環境負荷の高い清掃工場や埋立処分場等の各種プラント、さらに病院及び消防局まで含んで一括して認証取得している都市が鯖江市あるいは東京の板橋区、武蔵野市などのごくわずかであることを考えますと、先進的な取り組みではないかというふうに考えているところでございます。

次に、作業の進捗状況でございますが、平成13年度は、市役所内外に向けた取得宣言を皮切りに、環境マネジメントシステムの構築のために、私を初めとするすべての職員を対象にした一般研修あるいは市のすべての事務事業が環境に及ぼす影響についての調査等を実施してまいりました。今年度は、当該システムの根幹となる環境方針の制定及び公表、環境目的及び目標値の設定を行い、7月22日からシステムの運用を開始しているところであります。運用開始に当たりましては、エレベーター使用の抑制、公用車のアイドリングストップの励行等、17項目のエコアクションを定め、全職員一丸となって取り組んでいるところであります。

今後は、内部環境監査の実施あるいは認証機関

が行う本審査を経て、その結果、全所属の運用状況が適正であることが認められた場合に認証が得られるものであります。

次に、認証取得後の取り組みについてですが、ISOは、認証を取得した後が大変であると聞き及んでおります。取得後におきましても、全職員が目的、目標の達成状況等を常に把握し、的確に評価、見直しを行い、環境への負荷の低減にとどまらず、事務事業の継続的な改善に努めてまいりたいと考えております。

また、職場研修等を通じまして、職員の業務やシステムに対する認識をより一層深めるとともに、職員みずからが率先して省エネルギーやごみ減量に努め、市民や事業者の模範となるよう意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

また、市民に対しましては、認証機関による正式な認証登録ではなく、市が独自に認定する家庭版ISOあるいは学校ISOの創設に取り組みたいと考えております。

さらに、企業のISO14001認証取得につきましては、意向調査の実施及び環境マネジメントシステム構築セミナーの開催等の支援事業を現在検討しているところであります。

次に、市民農園及びファミリー農園の件についてお答えいたします。

市民農園及びファミリー農園は、遊休農地の有効活用、都市住民の農業体験による心身のリフレッシュ及び農業への理解と農業集落の活性化を図ることを目的として開設しているところであります。市民農園は、現在、南部地域の平山地区及び北部地域の三重地区に開設しているところであります。活用状況でございますが、平山地区が383区画のうち356区画、約93%、三重地区が216区画のうち196区画の約91%が利用されている状況であり、利用者からは好評をいただいております。

また、市民農園より小規模でありますファミリー農園につきましては、現在、柿泊地区を初め市内4カ所、98区画を開設いたしております。さらに、来月には新たに約20区画を開設すべく準備を進めているところであります。ファミリー農園の活用状況につきましては、すべての区画において利用していただいております。市民農園同様に好評をいただいております。

それぞれの今後の計画といたしましては、地権者の同意はもとより、一定の規模の農地、水源、駐車場確保等が条件として考えられ、これらの条件を満たす地域から整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、森議員ご指摘の自治会独自で開設された農園活用への支援及び啓発についてでございますが、自治会におきましては、自治会離れあるいは高齢化等により地域活動がなかなか困難な状況となってきております。その反面、地域、家族のふれあいの場として、また、学校週5日制による子どもたちの地域学習の場として、自治会活動の果たす役割が重要なものと認識されてきているのも事実であります。

このような中、身近な場所で土に親しみ、自治会の親睦を図るとともに、農業への理解を深めてもらう目的からも、自治会での農園の活用は遊休農地解消策の一つとしても有効な手段と考えております。このために、既存の自治会で開設された農園及びこれから開設される農園の活動に対しまして、栽培講習会開催の支援や農園活動の相談窓口の開設並びに啓発、推進について、今後、努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、第2期の介護保険事業についてお答えをいたします。

まず、保険料の見直しについてでございますが、先日から新聞等で全国や県内の介護保険料の基準額の見込み額が報道されておりますが、この見込み額は、本年6月時点で全国の市町村が都道府県を通じて国に報告した介護保険費用推計に必要な数値から算定された保険料額となっております。これはあくまでも現行の介護報酬単価などに基づく暫定的なものであることから、今後、事業計画の精査等を行うことにより相当程度変動するものであります。

また、この中には介護保険料の見直し額が相当高額になっている市町村が含まれており、その結果、市町村間での格差が拡大しているとの指摘もあっております。その理由といたしましては、介護保険料の算定に当たり、高齢化が進んで介護が必要な高齢者が増加をして、市町村における在宅サービスの利用者数と、これに伴う対象となる在宅サービスの需要の増加、さらには、在宅サービ

スに比べて要介護者1人当たりの介護保険費用が大きい介護保険施設の利用者数の割合が多いために保険料が高額になり、格差が生じているものと思われま

さらに、平成12年度から今年度までの3年間に介護保険財政が赤字になった市町村におきましては、都道府県が設置しております財政安定化基金からの借入れを行っている市町村があり、これらの市町村におきましては、次期の事業運営期間において借入れた額を償還する必要があるために、これらの返済分が保険料に上乗せされることから引き合い額につながっている場合があるものと思われま

このような状況の中、本市におきましては、在宅サービス及び施設サービスに係る介護給付費は、当初の目標値にほぼ沿った状況で事業を運営しているところであり、現在まで県の財政安定基金からの借入れは行っていない状況でございます。このことから、平成15年度からの次期保険料の設定に当たりましては、現在策定中であり第2期介護保険事業計画の中で、介護サービスの利用意向及び介護サービスの供給量の把握等の実態調査並びに介護給付費の分析結果等を踏まえまして、高齢者のニーズに合った在宅サービス及び施設サービスの整備目標を抱えることで、本市の介護サービス水準に基づく適切な介護保険料を設定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、本壇よりの答弁といたしたいと思

ほかの項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えをいたしたいと思

= (降壇) =

環境部長（高橋文雄君） 環境行政についてお答えをいたします。

まず、廃食用油の回収と再利用についてでございますが、廃食用油は、全国で1年間に約40万トンが排出されております。食品工場などの事業所から排出される約20万トンはリサイクルが進んでおりますが、家庭から出される残りの20万トンの廃食用油の大部分はリサイクルが図られていないという現状でございます。

本市におきましては、新聞などの紙にしみ込ませて燃やせるごみとして出していただき、焼却処

理を行っているところでございます。

廃食用油のリサイクルは、飼料用油脂や廃油石けんとしての再利用が以前から行われております。本市におきましても、リサイクル活動に積極的な市民団体や福祉団体の方たちが廃油石けんづくりに取り組んでおられます。近年は、ディーゼルエンジン燃料やマイクロガスタービン燃料など代替燃料への利用技術が進み、各自治体でもごみ収集車を初めとする公用車燃料への利用がふえてきております。例えば京都市は、ごみ収集車すべてに家庭から出された廃食用油からできました燃料を使用しておりますし、近いところでは久留米市や鳥栖市が一部のごみ収集車に廃食用油燃料を使用しております。

廃食用油の回収を実施している自治体におきましては、通常のごみ収集とは別に公民館や公園など公共施設で拠点回収を行っておりまして、回収頻度につきましては、回収容器を常時設置している都市もあれば、月1回あるいは年数回といった具合にさまざまでございます。

いずれにいたしましても、回収拠点をいかに多く確保できるか、回収事業を支える多くのボランティアを確保できるかにかかっているものと存じます。

本市の場合、斜面都市という地形上の問題などから、利便性のある拠点回収の場所や拠点回収を支えるボランティアが確保しづらいこと、さらには、市内には廃食用油の再資源化業者、これは精製業者も含めまして再資源化業者がないことを考えますと、ごみ収集をステーション収集のみで行っている現状では、廃食用油を拠点回収で行うということには、すぐには困難であると考えております。特に、廃食用油のディーゼルエンジン燃料への利用は、再生資源の活用はもとより、排気ガス中の黒鉛、硫黄酸化物、二酸化炭素が少ないことも利点とされておりますが、原料となります廃食用油の品質や十分な量の確保の問題、エンジン部品の劣化、燃費などの問題が指摘されておりまして、利用を進めている自治体でも試験的な運用を行っている自治体が多いという現状でございます。

本市におきましては、発生抑制を基本としておりますし、廃食用油につきましても、まず、ご家

庭内でのエコクッキングや再利用でのごみ減量を進めてまいりたいと存じます。限りある資源の有効活用のさらなるごみ減量を行うため、各都市の運用状況を参考にしながら、廃食用油の回収方法、燃料精製業者、処理費用等を具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、ごみステーションへの共同水道の設置についてお答えいたします。

現在、本市におきましては、燃やせるごみのステーションが8,185カ所、燃やせないごみ・資源ごみステーションは3,891カ所、合計いたしますと1万2,076カ所のごみステーションを設置して、ごみの収集を行っているところでございます。

これらのごみステーションでの収集後のにおいや汚水による衛生上の問題は、これまでもしばしば市民の皆様からご指摘を受けてまいりました。対策といたしまして、職員が作業終了後、近所から水をもらい清掃を実施したり、自治会におかれましては当番で清掃をされているところもでございます。

このように、ごみステーションの清潔保持のために水をもらったり、ごみステーションまで運んだりする現状を考えますと、森議員ご指摘のとおり、ごみステーションの水道設置につきましては必要なことではないかと考えております。しかしながら、共同水道を設置するとなりますと多額の設置費用が必要となります。水道設備を整備するのに、1カ所当たり約二十五、六万円かかると試算しております。燃やせるごみのステーションのうち、構造物が整備されている約1,700カ所に水道設備を整備すると試算しますと、約4億円の費用が必要となります。また、これとは別に、毎月の水道料金も負担しなければならないということでございます。

また、費用対効果を考えますと、週に2回の燃やせるごみの収集日にバケツ1、2杯、もう少し多いかと思いますが、水を必要とするために多額の設置費と維持管理費をかけて設置することを勘案したときに、本市の厳しい財政状況の中、現在実施しております未整備地区のごみステーションの設置・修繕などの整備を優先したいと考えておるところでございます。

ごみ袋の指定・有料化によりまして、以前と比

べまして、ごみステーションは比較的衛生的になっていると考えておりますが、今後とも、可能なところは収集後に職員でごみステーションの清掃を実施してまいりたいと考えておりますし、ごみステーションを利用される市民の皆様へ、ごみを排出する際の水切りの徹底など、より一層のご協力をいただけるようお願いしながら、ごみステーションの清潔保持に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市建設部長（坂本昭雄君） 質問の第2点目、市営住宅の浴槽に係る入居者個人負担の改善についてお答えをいたします。

本市では、平成14年9月1日現在、7,429戸の市営住宅を管理しておりますが、昭和56年以降に建設した団地と平成10年度から実施しています高齢者対応住戸改善事業により改修した住戸を合わせた3,733戸については、浴槽、ふる釜を市の負担で設置しているところでございます。そのうち、1,395戸につきましては、台所、浴室、洗面所の3点給湯設備を設置し、シャワーも使用できるように整備しているところでございます。しかしながら、昭和55年以前に建設された浴槽、ふる釜がない3,696戸につきましては、建設当時は浴槽等の設置義務もなく、また、国庫補助の対象にもなっていないところでございます。したがって、設置されておらず、現在まで入居者負担による設置となっております。

また、当該住宅の入居者の退去により空き家募集を実施する際は、浴槽、ふる釜等は入居者による設置になることを周知いたしまして公募を行っているところでございます。

市営住宅の家賃につきましては、入居者の所得額に応じた家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数を乗じて算定いたしますが、浴槽、ふる釜や3点給湯設備がない住戸については、利便性係数が低くなり、したがって、家賃も低額となっているところでございます。

議員ご指摘の浴槽、ふる釜を本市が設置することや一部助成等につきましては、このように対象となる戸数が多く、多額の経費を要すること、これまで個人で設置している他の入居者との公平性

等の問題から、現時点では非常に困難であると考えております。

次に、このような住戸に給湯式シャワー・浴槽を設置することについてでございますが、設置することにつきましては、その設置費用のほか、シャワーを使用できるようにするための水圧を確保する加圧ポンプの設置や給水管の取り替え等が必要となる住戸もあることから、多額の経費を要することになります。

したがって、昭和55年以前に建設された住戸につきましては、今後、順次、建て替えあるいは全面的改善あるいは個別改善等を必要とする時期を迎えてまいりますので、その時点で補助対象事業としての採択や他の改善事業とあわせて実施することができないか検討をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 質問の4点目、第2期介護保険事業の質問の2番目についてお答えいたします。

介護保険施設への入所希望者・入所待機者の現状と対応策についてでございますが、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームへの入所待機者につきましては、本市が昨年7月に独自に行った調査では895人、また、長崎県が平成14年度における介護保険事業支援計画の見直しに際し、本年1月現在の状況についての調査によりまして1,201人となっております。

このような中、これまでは原則として申込み順ということから、施設サービスを受ける必要性が高い方であっても、入所するまでには相当の期間を要する場合もございました。

そこで、このような状況を改善するため、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が去る8月7日に公布され、その中で「当該施設への入所に際し、入所待機者がいる場合には、当該施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるよう努めなければならない」との新たな規定が設けられ、同日より施行されたところであります。

これに伴って、入所の必要性の高さを判断する基準として、介護の必要の程度及び家族等の

状況を勘案することとされておりますが、この運用に当たっては、透明性及び公平性が求められるため、関係自治体と関係団体が協議し、入所に関する具体的な指針を共同で作成するため、県において指定介護老人福祉施設入所指針策定会議を長崎県老人福祉施設協議会に設置し検討が開始される予定となっております。

なお、本市における特別養護老人ホームの基盤整備につきましては、平成16年度までに1,220床を整備することにいたしており、おおむね計画どおりの進捗状況となっております。

次に、在宅介護の充実と家族介護の負担軽減への取り組み状況についてでございますが、平成15年度からの第2期介護保険事業計画の策定を契機として、在宅サービスの一層の利用促進を検討するとともに、計画策定に当たっては、在宅重視という制度の基本的な考え方からの検証を行う必要があります。このことから訪問介護、通所介護等の在宅サービスの充実を図ることや参酌基準も踏まえ適切な施設利用者数の見込みを立てることが、施設へのニーズも含めた要介護高齢者全体のサービス水準を確保していく上で必要であると考えております。

したがって、在宅介護の充実を図るため、高齢者のニーズに合った在宅サービスを用意することが重要であり、そのため、本市でも介護サービスの利用意向調査等を活用して高齢者のニーズを分析し、その結果に基づいた適切な在宅サービスの提供に努めていきたいと考えております。

次に、このような介護サービス、特に在宅サービスの水準を確保していく上で、家族介護の負担軽減を図ることが重要であるということから、本市では、介護保険外のサービスといたしまして、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とした家族介護支援事業を実施しております。

具体的な事業内容といたしましては、1つ、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得していただくための家族介護教室の開催、2つ、要介護3以上で市民税非課税の方を在宅で介護している家族に対し、紙おむつや清拭剤等の支給を行う家族介護用品支給事業、

3つ目といたしまして、ねたきりなどの高齢者を在宅で介護している家族の方を対象に、介護に関する講習会と介護者の休養を図るためにリフレッシュの機会を提供する在宅介護リフレッシュ事業、4つ目といたしまして、痴呆性高齢者が徘徊した場合に、家族からの依頼により小型発信機を利用して居場所を早期に発見し、家族に伝えることにより未然に事故防止を図るための徘徊高齢者家族支援事業、5つ目といたしまして、市民税非課税世帯に属する要介護4または5の高齢者で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった方を在宅で介護している家族に対して年額10万円を支給する介護者慰労金支給事業などの事業を実施しており、今後とも、要介護高齢者が在宅で生活を送るため積極的に家族介護支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

29番（森 幸雄君） 一通りご答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思いますが、ご答弁は、もう少し簡潔にお願いしたいと思います。余り歴史をさかのぼって言っても、再質問する時間ありませんので。

順不同になりますけれども、もうまとめて再質問をいたします。

先日も市営住宅の受け入れ枠の拡大について、同僚議員からの質問がありましたけれども、一つは、人口減に歯どめをかけるということで、その施策として、若い人向けとか新婚家庭向けの市営住宅募集の枠をふやすという答弁がありましたけれども、この住宅は、給湯式のシャワー付きなのかどうなのか。そういうものがなければ新婚さんなどは入らないのではないかと。幾ら枠だけをつくっても。そのように考えます。

また、もう一つは、3点給湯式と、浴室、台所、洗面所ということでもありますけれども、長崎市で今、年間計画で国の補助をいただきながら改修していると、配管から何からやっているけれども、五、六十万円かかるということですが、ちょっと高過ぎるのではないかなど。計画的には、古くなれば作り替えるという住宅もあるようですし、おふるだけ高級ホテルみたいなふるにしてしまったらどうかと、もっと安く、例えば今はシャワーも何もついていない住宅などは、シャワーの

設置だけでもできないのか、あるいはふるの持ち込みだけは市でできないのか。その辺は検討をしていただきたいと思います。

私が入手した資料によりますと、これは鳥根県の松江市ですけれども、これは4年前の議事録でありますけれども、これは都市建設部長の答弁でありますけれども、同じ公明党の同僚議員の質問に対して、「私どももこの個人負担の住宅を解消するように、これから年次的にやっていきますが、1戸16万円といたしましても1億2,000万円の費用がかかります」と、ここはちょっと少ない戸数でありますけれども、「若干、家賃にはね返るところもございますので、基本的にはゼロに向けたと思います」と、もう4年前です。ことしじゅうに全戸、こういう浴槽とシャワー付きのふるに取り替えるという計画できているようでありまして、五、六十万円をかけなくても、本当にシャワーが付いただけでも違うのではないかと思いますので、その辺のご見解を後からお聞かせください。

それから、環境行政でありますけれども、私も約2年前に廃食用油の回収、再利用ということで取り上げましたけれども、全然進歩してないなと、検討されてない、研究されてないなということを感じます。今、各地において、京都は先ほど部長からお話がありましたけれども、佐賀でも、あるいは鳥栖、久留米でも、九州では熊本、鹿児島に至るところでこれを実施しております。私は、8月の初めに個人視察で鹿児島の国分、隼人、福山、霧島という1市3カ町で実施しているところに行きましたけれども、本当に、ここでは精製した燃料を国分・隼人衛生公社という民間の会社ですけれども、これを逆に、広域企業体から軽油と同じ1リットル70円ぐらいで買い取って、昨年は31トンを回収して219万円の収益を得たと、ごみ収集車13台、フォークリフト2台、小型トラック3台、普通車1台の計19台を現在稼働させている。

自治会でも今、斜面地とか、長崎独特のあれだから無理だという話がありましたけれども、現在、資源ごみということで新聞紙とか段ボールとか、自治会では月1回あるいは2回、2カ月に1回とか回収をされておられます。その費用というか、エコ資金ということで、コミュニティ活動資金と

いうことで還元をされておられますけれども、先日も私、ある自治会長さんあるいはリサイクル推進員さんとこのことについて話をしました。「やはり環境は大事である。また、そういったシステムができれば私たちは大いにやっていきますよ」という意見もありました。

久留米では、鳥栖の産廃業者に委託をして回収、精製をして、久留米市の清掃車とかに買っている。軽油よりちょっと安くで購入して走っている。久留米市の場合は、7月から始まったばかりでまだ集まっていないのでということで、ごみ収集車の横に「私は、菜の花の油で走っています」と、「私は、天ぷら油で走っています」と、市民に周知するために、そういったものが町中を走っております。また、こういったものを少しでも還元してあげれば、やはり本気になって取り組んでいただけるのではないかなと。

私も先日お聞きした話によれば、もう間もなく敬老の日が来るわけですけれども、ある自治会では、こういった古新聞とか雑誌、段ボールで資金を集めて高齢者、お年寄りを食事会に招待すると、本当にこつこつとためながら自治会運営に使っていらっしゃるし、この廃食用油を集めていただいて、リッター幾らぐらいで還元してあげれば大いに回収できるのではないかなということと、もう一つ大事なことは、環境を守るという意味からも、長崎は斜面地であります。先日も所管の委員会で農林水産省に、長崎の磯焼け、近辺の海岸の藻場の再生ということで財政支援等に、水産農林部長あるいは委員長とも行きましたけれども、こういった海の魚介類がすめない環境も、こういったものも大きく影響しているのではないかなと、もとをたたなければ、幾ら藻場を再生しても長続きはしないのではないかなと思います。

先般から、東京電力の原子力発電所の事故の隠ぺいというものがあって騒がれておりますけれども、ドイツでは、ここ十数年で原子力発電所を閉鎖すると、稼働をとめるということで、今、クリーンエネルギーということで風力、水力、またはバイオということでやっていますけれども、このドイツでも現在、菜種栽培を急速に普及させている。2年前の情報でありますけれども、現在、800カ所ぐらい、この燃料を販売するスタンドができて

いるという状況であります。

油が足らなければ栽培すればいいわけでありませうけれども、市長に提案しますけれども、長崎でも菜種をつくったらどうかと私は思います。市有地であります、かつてはゴルフ場建設の予定地でありましたあぐりの丘の西側に広大な雑木林がありますけれども、いろんな市民に親しめる森をつくるという計画があるようですけれども、ここを雇用対策も含めて開発をして、100万本ぐらいの菜の花を、そして、この菜の花の新芽は食べられるんですね。漬物にしたりとか吸い物とか、こういった加工品をあぐりの丘で売るともいいでしょうし、これを絞って菜種油をつくって、これを学校給食で使う。使い終わった油を再生してごみ収集車等の燃料として活用すると、こういうリサイクルをやっていったらどうかと。秋は、コスモスを100万本ぐらい植えて、新しい長崎の観光、本当の農業型のあぐりの丘としてのものが生き返ってくるのではないかなと、これは後から市長のご見解をお聞きしたいと思いますけれども、そういう地域が、滋賀県の琵琶湖湖畔の町でも菜の花をつくりながら、春は花見に、そして、それをまた燃料にすると、琵琶湖をきれいにするためとか、真剣に取り組んでおります。

どうか、私は2年前に一般質問でも取り上げましたけれども、この辺も非常に大事なことはないかなと思いますので、もう一度ご見解をお願いします。

都市建設部長（坂本昭雄君） 新婚世帯あるいは多子世帯の同居棟の拡大につきましても、私どもとしては、できるだけふるあるいは給湯シャワーの設備が整備されましたところを多く入れたい。そうしますと、滑石団地等を初め、そういう施設があるところは限られております。これにつきましては、1,395戸しかございません。

そういう意味では、私どもはこの住宅の改善も含めまして、全体で7,429戸のうち、年間募集が約200から300戸空き家の募集をいたしておりますので、場合によっては、ふるのみの住戸しかないときもございます。

そういう意味では、私ども改善しましても、この設置費が約9億円かかります。場合によっては、住戸におきましては、加圧ポンプあるいは給水管

の取り替え等がございます。そうしますと、約9億円から5億円をプラスしまして、約13億円、そういう莫大な費用がかかりますので、私どもとしましては、今後、先ほども申しましたように、建て替えあるいは改善の時期、そういうものを含めまして年次計画等をきめ細かく策定しまして検討をしてみたいと考えております。

市長（伊藤一長君） 森議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

菜の花をたくさん植えて菜種油をたくさん取って、そして食料に使いながら、廃油はそういうふうな燃料として使うという形の、そういう理想郷みたいなものをつくるべきではないかと、場所はいくつかあるのではないかと具体的な提案でございます。夢のある話でございます、私も本当に楽しいなというふうに思います。

しかし、あぐりの丘の件につきましては、森議員もご指摘のように、議員もご指摘のように、既に検討委員会、50人委員会というものを立ち上げて、あそこをどういうふうな形で、今のあぐりの丘のゾーンとしながら、どういうふうな形で活用した方がいいのかという委員会を立ち上げておりますので、その委員会での方向を現段階では見守りたいというふうに考えております。

ただ、今の話の中で、例えばご質問の中で自治会農園などもございましたが、遊休の土地を自治会とかNPOとか、いろんな団体が菜の花を含めて、いろんな形でどういうふうな有機的に使っていくのか、それはぜひ市民からの立ち上げという形でございますが、大事なことはないかなというふうに思います。場所も含めて、作物も含めて、具体的なご提案等がありましたら、ぜひ私どももこれは前向きに検討をさせていただきたいなというふうに考えています。

それから、廃食用油の件につきましては、本当は環境部長からお答えすべきでございますが、やっと2月から、あいった形のごみ袋の指定・有料化という形でスタートをさせていただきまして、大変市民の皆様方のご協力をいただいているわけでございます、順調なスタートを切らせていただいているのではないかなと思っておりますが、第二段といたしまして、今、実はモデル地区を設定いた

しまして、いわゆる今の分別以外に、プラスチック類を中心にいたしました、そういう分別をさらに進めようではないかというふうなモデル地区をどんどん、昨年の5%地区から、こつしは3%上乗せしたり、あと5%上乗せした形で区域を広げてまいりますので、そのモデル地区を広げていくことによりまして、今、燃やせないごみで出しております廃プラスチック類を何とか資源として活用したいという形で広げてまいりたいと、これは当面の私どもの計画でございます。

そういう中で、ごみステーションに廃蛍光管とか廃電池というコーナーをつくっていますから、今後の課題としては、それを見守りながら、廃食用油というものをどういうふうな形で集めて、どういうふうに使っていくのかというのが、その次の段階で当然これは出てくる課題であるというふうに思いますので、森議員さんの再三にわたるご指摘というのは、私どももよくわかっておりますので、ひとつ連携を取りながら、議会のご指導、市民のご協力をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

29番（森 幸雄君） ありがとうございます。

部長、長崎にも廃食用油を精製する工場があるんですよ。あるんです。もう自分のところの車を走らせています。そういうところに委託してもいいんです。新たに1,000万円、2,000万円をかけて工場をつくる必要はないわけです。勉強してみてください。本気になってやってもらいたいと思います。環境部長は、環境のエキスパートになってほしいと思います。

もう一つ、水道の件がありましたけれども、これも私たち1月に、1年生議員の6名、六気会がありますが、実際、体験しました。立山とか稲佐とか天神の方で、ごみの引き出し、長崎独特の斜面地の。私も2回くらいごみかごをひっくり返したり、あるいは急坂で下敷きになりそうで死ぬような思いをしましたけれども、そのときに現場の皆さん、働いている職員の皆さんのあれも、改善とか、そういったものも六気会で提言をさせてもらいました。

水道も今、市長からありましたように、廃プラ

スチックの処理場、選別、圧縮、梱包というあれも、15年度に東工場に2億9,500万円をかけてつくるわけですけれども、その後、三京クリーンランドの方にももう1基つくる予定でありますけれども、こういったものはきれいじゃないとメーカーは引き取らない。メーカーとしてはお金を出したくないですから。A、B、Dとランクが分かれていますと思うんですけども、やはり自治会におかれましては、そういった中身が入っているものを捨てたり、ちょっとでも洗って出したいと、そういう意味でも水がほしいと、また、何もかも一緒にたまってごみ袋に出している。それを分けるために汚れるから、手とか顔とかを洗う水もほしいと。我々も六気会で行ったときも市場の回りで魚の入ったあれが圧縮、パッカー車でやったとき、バツと飛んだり、あれも頻りに職員もされていると思います。近くに水道の設備があればと、そういうことが多々ありましたし、こういったものもきちっと、きれいなそういったペットボトルをおさめていけば、還元益金もあると思うんです。市に返ってくる、メーカーから。そういったものを自治会にも手数料として、あるいはそれを水道工事代としても使えるのではないかなと、新たな予算を組まなくても。それは私が視察に行きました鹿児島でも年間、上半期、下半期でかなりそういったものを自治会に還元しておりました公社が。それを各自治体から町内に回している。喜んできれいなそういったものを持ち寄ると、そういったものができ上がっていたようですから、その辺をもう少し検討できないかどうか、一言、環境部長、答弁をお願いします。

環境部長（高橋文雄君） 自治会還元という策があるということでありますから、この件につきましては、十分に検討してまいりたいというふうに思います。

29番（森 幸雄君） 先ほど本壇の方では割愛しました第5番目は、また次の機会に手軽にできる健康づくりということで、市民が推薦する私の散歩道というのは次に回したいと思っておりますけれども、本当に、これから環境または福祉、大変な時代になると思いますけれども、我々もしっかり勉強して、他都市に負けない、本当に長崎に住んでよかったと、安心して市民の皆様が生活できるように

頑張っていきます。どうか、理事者の皆様もよろしくお願ひします。

以上であります。

ありがとうございました。

副議長（松尾敬一君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

議長（鳥居直記君） 休憩前に引き続き会議を開きます。45番井原東洋一議員。

〔井原東洋一君登壇〕

45番（井原東洋一君） 「長崎が君の鼓動で熱くなる」、なかなかいいキャッチフレーズだと思います。10カ月後の2003年「長崎ゆめ総体」の成功を願ひ、あえてサポーターポロシャツを着用して登壇をいたしました。

市民の会の井原東洋一であります。

JCO、BSE、USJ、ODA、レジオネラ、雪印、日本ハム、道路公団、三井物産、東京電力、山田興産、いやこれは別の機会に残しておきますが、などとくれば、加藤紘一、鈴木宗男、辻元清美、田中眞紀子、そして外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府では防衛庁と数え上げれば切りがありませんが、社会不安と国民の生存の危機、政治不信をもたらしている最近の政・官・財の代表格を上げてみましたが、これらは、氷山の一角だとの声が聞こえそうであります。官業癒着、隠ぺい体質、自己利益中心、場当たり主義が行き届き過ぎているこの日本は、今後、どうなるのでしょうか、案じられます。この退廃の中でも、地方自治体は、自治の本旨を貫徹する努力を続けなければならないのであります。国会論議のようですが、質問内容に相応のかわりがありますので、あえて前置きを申し上げました。

さて、我が長崎市では、このところ、伊藤市長の先見性が発揮され、本年4月から韓国釜山市観光協会に職員を派遣常駐させ、次いで、国際的大会への発展の期待を込めたバイサイドマラソン＆ウォークの成功をおさめ、8月9日の平和宣言では、一国独善と単独行動主義で、国際社会の核廃絶への努力に逆行し、おごれる米国を名指しで批

判する見識を示され、さらに、開催の可能性は別といたしましても、マレーシアの軍縮大使にジュネーブ軍縮会議の長崎開催を提案して同調させるなど、国際平和実現のために、幾つかの種まきをされました。ただ一つ、残念だと思ったのは、私が市長に再三にわたって進言してまいりました自治体外交による日朝間の関係改善への努力を躊躇され、落ち目の小泉さんにヒットを譲ることとなり、伊藤一長さんによる歴史的偉業の機会が失われたことでもあります。

以上のように、今年度になってから、新たに深みを増してきた市長の国際性と平和姿勢の特徴的なものを挙げ、私は、率直に評価し称賛を惜しむものではありません。ただ、どうか、あすをもちからしないような中小企業経営者などからの献金などは、きっぱりと断って、今後とも、このような大道を闊歩していただきたいのであります。

ところで一方、内政面では、過去の失政の幾つかを引きずっている課題も数多く残されており、また、大きな構想や計画や公共事業等について、行政の継続性という安易な表現の裏側で、市民主体の再検討を怠り、官主導、民軽視の考え方がもし温存されているとすれば、それらは改めなければなりません。構想や計画や実施中の事業などについても、立ちどまって考え直してみる、あるいは時のアセスメントの観点から、その必要性、民意、投資対効果を精査すべき事案は多いと思ひます。

そこで、今回は、その中から一つ、南部広域水道整備事業の再検討を取り上げます。当然にも、この課題は、国の直轄事業本明川ダムの必要性の論議にかかわるものであり、環境問題に密接にリンクしております。

私は、議員活動の中でも、特に、平和と環境問題に強い関心と決意を持って取り組み、これまでに長崎パブリックゴルフ場、いこいの里ゴルフ場、三方山産業廃棄物処理施設などに反対してきましたが、いずれも、建設中止、廃業となり、去る8月23日には、琴海町に計画されていた公共関与産業廃棄物処理施設の建設計画が白紙撤回されるなど、多くの市民とともに反対運動を重ねてきた成果を、ささやかに自己評価しております。しかし、私の念頭には、なお2つの課題が残っております。